

わっさむ健やか子ども医療費

窓口でのお支払いがなくなります!!

0歳～中学生までのお子さんの入院・通院にかかる医療費の助成方法が変わります。

平成27年8月1日から受給者証を一新し、**道内医療機関等受診時の窓口負担が無料になります。**
(中学生までの「重度心身障害者医療費」「ひとり親家庭等医療費」助成対象者を含む)

平成27年7月未まで

町内 医療機関・薬局

- 窓口負担なし（受給者証を窓口で提示）
- 「重度心身障害者受給者証」「ひとり親家庭等医療費受給者証」をお持ちの方は、初診時一部負担金のみ支払い、町に申請する。

町外 医療機関・薬局

- 窓口負担あり
(いったん自己負担分を支払い、領収書を受け取り、後日町に申請する。)

平成27年8月(8月診療分)から

北海道内の医療機関・薬局

中学生までのお子さんの窓口負担はありません

【窓口で提示するもの】

- | | |
|--------------|---|
| ① 健康保険証 | { A 「わっさむ健やか子ども医療費受給者証」
B 「重度心身障害者医療費受給者証」
C 「ひとり親家庭等医療費受給者証」 } |
| ② 右記A～Cのいずれか | |

窓口で必要です
お忘れなく!



※ 保険適用外の投薬・注射・容器代・診断料・食事代などは助成の対象となりません。

【ご注意!!】 以下のような場合は、いったん窓口で自己負担分を支払っていただきます

- ① 受診時に「医療費受給者証」を忘れた場合
- ② 取り扱いのない道内の一部医療機関や道外の医療機関等を受診した場合

①、②の場合は

受診後、保健福祉センターで申請の手続きをしてください (※申請期間は、受診月の末日から起算して5年以内)

【お持ちいただくもの】

- ① 医療機関等で支払いした医療費領収書
 - ② 印鑑 (シャチハタ以外)
 - ③ 振込口座のわかるもの
 - ④ 右記A～Cのいずれか
- | |
|---|
| { A 「わっさむ健やか子ども医療費受給者証」
B 「重度心身障害者医療費受給者証」
C 「ひとり親家庭等医療費受給者証」 } |
|---|

■お問い合わせ：保健福祉課保健係 TEL 32-2000